

平成25年度事業計画

当機構は、平成2年2月19日に設立され、翌平成3年12月から運用を開始し、以来、ネットワークの適正な管理運用を行っている。

平成24年度は、九州北部豪雨、台風16号等による災害が発生したが、当機構は、これらに対し、地域衛星通信ネットワークのチャンネルを提供し、国及び地方公共団体と協力し、情報の迅速な収集伝達に取り組んでいる。

また、東日本大震災に対しては、震災直後から現地調査等を実施し、地域衛星通信ネットワークの災害時における利用状況の把握及び耐災害性の確認等に努めるとともに、「東日本大震災と地域衛星通信ネットワーク利用状況報告書」を作成・公表した。今後は、この結果を十分総括し、更なるシステムの向上に努める。

第1 地域衛星通信ネットワーク事業

平成24年度末現在、地域衛星通信ネットワークの地球局の数は約3,500となっており、47都道府県全てと全国の市町村の約82%、消防本部の約60%をカバーし、映像の受発信やデータ通信、一斉指令などの機能を持つ世界にも類例のない衛星通信ネットワークとなっている。

平成15年4月からは、第二世代システムの運用を開始した。さらに平成18年4月からは地球局免許人となり、電波法令の遵守・電波法関連手続きの簡略化、ネットワークの一元的管理を行い、地方公共団体における免許関係経費の節減を図っている。

都道府県の第二世代化システムについては、平成25年度から24都府県で運用される。

また、平成19年度には、映像デジタル化により映像伝送の多チャンネル化の実現が図られているが、平成25年度においては、新たにヘリサット映像伝送サービスを開始するなど映像発信事業の充実に努める。

なお、平成22年度からは、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）に係る衛星通信の利用に際して、機構は、その支援を行っている。

1 ネットワークの円滑な運営

(1) ネットワークの安定的運用

山口及び美唄管制局の設備については、設置からともに10年以上を経過し修理等が困難となりつつあることから、長期計画に基づき、両管制局設備のうち回線接続制御装置や無線共通設備など大半の設備を更新してネットワークの安定的運用を図る。

また、地域衛星通信ネットワークを構成する機器の故障箇所の特特定等、

運用業務用等に対応するため、山口管制局に可搬型地球局を導入する。

(2) 第二世代化等システムの充実

地域衛星通信ネットワークについては、既に更新時期を過ぎているシステムもあることから、第二世代化を推進する。

第二世代化を計画している団体に対しては、情報の提供及び技術支援を行う。

また、いわゆる機能スリム化V S A Tについては、現行の地域衛星通信ネットワーク第二世代システムに準拠した地球局であるとともに、都道府県が必要とする最低限の機能導入による低廉化を図ることができる大きなメリットがある。本年はこの機能スリム化V S A Tの普及を通して第二世代化の促進を図る。

(3) ネットワークセキュリティ対策の強化

山口及び美唄管制局設備に係るセキュリティの維持・管理及び対策強化に努めるとともに、第二世代システムを構築した24都府県に対して、セキュリティ診断システムによる定期診断を実施する。また、道府県が第二世代設備を整備する場合のセキュリティ対策に係る情報提供を行う。

2 衛星通信サービスの推進

(1) 映像発信の充実

ヘリコプターの機動性と衛星通信の耐災害性を活かし、災害時等における情報収集・伝達に威力を発揮するヘリサットシステムの実用化に伴い、機構は、平成25年4月から新たにヘリサット映像伝送サービスを開始する。

また、従来からの災害映像、地域情報の発信のみでなく、地方公共団体に有意義な全国知事会議、国の各種会議等の映像を積極的に配信するなど映像発信の一層の充実に努める。

(2) 映像コンテンツの有効利用

会議等の映像について、機構ホームページの自治チャンネル・消防チャンネルにおいても速やかにオンデマンド配信を実施するなど映像コンテンツの有効活用に努める。

第2 公的個人認証サービス事業

公的個人認証サービスは、平成21年度にシステム更改を行い、平成22年1月より新システムでの運用を開始した。電子証明書の累計発行件数は、所得

税を e-Tax で申告を行った場合の税額控除制度などにより着実に増加し、平成 25 年 2 月には 240 万件を突破している。

機構としては、平成 25 年度も引き続き指定認証機関として適正な認証事務の執行に努めるとともに、暗号アルゴリズムの危殆化等に適切に対応する。また、平成 25 年 3 月 1 日に閣議決定及び国会提出された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」、「地方公共団体情報システム機構法案」等の法令等の動向を注視し、適時適切な対応に努める。

1 都道府県認証局の運営

委任を受けている都道府県及び電子証明書の発行窓口である市区町村と連携し、電子証明書の発行及び失効、失効情報の作成及び提供等に係る認証事務を適切に実施する。

また、使用期限を迎える認証局の秘密鍵の更新を平成 25 年 9 月までに行うとともに、新しい自己署名証明書を発行する。

2 個人認証ブリッジ認証局の運営

公的個人認証サービス都道府県協議会からの委託を受け、都道府県認証局と相互認証する個人認証ブリッジ認証局を運営するとともに、政府認証基盤との相互認証を実施する。

また、ブリッジ認証局においても秘密鍵の使用期限を迎えるため、都道府県認証局と同様に対応する。

3 署名検証者に対する失効情報等の提供

オンライン申請等を行う国・地方公共団体等の行政機関、認定認証事業者等の署名検証者等に対する失効情報等の提供を適切に実施するとともに、新たに署名検証者等となる機関に対しテスト環境等を提供する。

4 公的個人認証サービス共通基盤運用事業の実施

公的個人認証サービスの安定的運用を図るため、公的個人認証サービス都道府県協議会からの委託を受け、公的個人認証サービス共通基盤運用事業を実施する。

5 認証業務情報保護委員会の運営

認証業務情報の保護に関する事項の調査審議等を行うため、学識経験者からなる認証業務情報保護委員会を開催する。